

事務局だより 第377号（発行：令和元年11月）

公益社団法人 習志野市シルバー人材センター
＜習志野市屋敷4-6-6 東部保健福祉センター1F＞
＜TEL：047-493-8011 FAX：493-8040＞
＜Eメールアドレス narashino@sjc.ne.jp＞



第7回理事会報告（10月23日開催）

[会長挨拶（要旨）]

本日は、去る9月30日（月）に習志野市庁舎に於いて実施されました令和元年度習志野市定期監査・本監査についてお話しいたします。

事前に提出いたしました監査資料に基づき質疑応答が行われ、終了後、福田佐知子代表監査委員による講評が行われました。

まず「この監査は、地方自治体法第199条第7項の規程に基づき、習志野市の補助金交付に係る財政援助に関して出納、その他の事務の執行状況について実施したものであります。」と述べられました。そしてこの講評は、清水晴一監査委員との合議に基づくものであると表明されました。

講評を要約しますと、財政的援助に係る出納、その他の事務の執行状況については、概ね適正であると認められました。また、事業の運営は「高齢者雇用の安定等に関する法律（高齢法）に基づき適正に行われていると認められました。

終わりに「会長をはじめとして職員の皆様の日頃のご協力に感謝し、また本監査のご協力を併せて感謝いたします。」と述べられ、終了いたしました。

1. 議決事項

議案第14号 入会者の承認について

市瀬常務理事兼事務局長から資料に基づいて説明がなされた。

挙手にて採決を求め、全員賛成にて本案は承認された。

2. 協議事項

なし

3. 報告事項

報告第38号 習志野市監査の報告について

市瀬常務理事兼事務局長から資料に基づいて説明がなされた。

報告第39号 ならしのシルバーフェアの報告について

綾部実行委員長から資料に基づいて説明がなされた。

報告第40号 県シ連第1回事務局長会議の報告について

市瀬常務理事兼事務局長から資料に基づいて説明がなされた。

報告第41号 地区対抗親睦パークゴルフ大会の報告について

八木総務部会部会長から資料に基づいて説明がなされた。

報告第42号 県シ連主催高齢者活躍人材確保育成事業

「幼児保育補助講習」の報告について

報告第43号 企業・シルバー人材センター交流会の報告について

市瀬常務理事兼事務局長から資料に基づいて説明がなされた。

報告第44号 広報部会による普及啓発活動の報告について

赤羽広報部会部会長から資料に基づいて説明がなされた。

報告第45号 第47回女性交流会「夢の輪」の報告について

報告第46号 令和元年11月の行事予定について

市瀬常務理事兼事務局長から資料に基づいて説明がなされた。

<10月就業実績（前年同月比）>

	平成30年度 （平成30年10月）	令和元年度 （令和元年10月）
会員数（人）	974	982
就業実人員（人）	748	718
当月就業率（%）	76.8	73.1
配分金（円）	41,945,140	39,005,874
材料費（円）	909,960	845,091
事務費（円）	3,310,665	3,086,635
合計（円）	46,165,765	42,937,600
年度累計（円）	294,440,954	290,993,042

<10月派遣契約実績（前年同月比）>

	平成30年度 （平成30年10月）	令和元年度 （令和元年10月）
就業実人員（人）	32	40
契約金額（円）	1,992,178	2,431,336
年度累計（円）	13,643,843	25,078,832

12月の行事予定

12月3日（火）	PM	書道教室（会議室）
12月5日（木）	AM	刃物研ぎ（作業所）
12月9日（月）	PM	広報部会（会議室）
12月11日（水）	AM	入会説明会（会議室）
	PM	就業相談（会議室）
12月12日（木）	AM	刃物研ぎ（作業所）
12月13日（金）	AM	第2回安全管理委員会（会議室）
12月17日（火）	PM	書道教室（会議室）
12月18日（水）	AM	入会説明会（会議室）
	PM	就業相談（会議室）
12月20日（金）	AM	刃物研ぎ（作業所）
12月25日（水）	PM	第9回理事会（会議室）
12月26日（木）	AM	刃物研ぎ（会議室）
12月27日（金）	AM	仕事納め（会議室）
12月28日（土）～1/5（日）		事務局休み

※刃物研ぎは12/5（木）から再開いたします。

<入会説明会日、就業相談日>

◎定例入会説明会 第2第3水曜日 9：30～シルバー会議室

◎就業相談（第2第3水曜日 13：00～ シルバー会議室）

※就業相談は“予約制”です。事前に電話にてお申込みください。



事務局より

<12月の就業報告書の提出について>

事務局が、年末年始で12月28日(土)～1月5日(日)までお休みとなります。

このため、12月の就業報告書の提出期限を下表の通り設定させていただきますのでご協力をお願いいたします。

なお、就業先によって見込み請求が不可の場所もございます。各就業先でご確認ください。

就業場所	提出日
駐輪場	12月20日(金)
公共	12月20日(金)
企業	12月20日(金)
剪定	1月6日(月)
除草	1月6日(月)
障子・襖	1月6日(月)

※20日締め、25日締めの就業先においては、通常通りです。終了次第速やかなご提出をお願いいたします。

<インフルエンザの予防にマスク>

「マスクはあまり効果がない？」

マスクは病気にかからないようにするために着けるのではなく、病原体を持っている人が飛散を防ぐために使う、というのが本来の目的です。インフルエンザウイルスの大きさは1mmの1,000分の1程度しかないので、マスクの編み目をいとも簡単に通過してしまいます。一方で、マスクをつけることによる保湿効果で、粘膜からのウイルスの侵入を防止することにはつながります。

厚生労働省が「インフルエンザQ&A」の中で有効な予防方法として以下の5点を掲げています。

- 1) 流行前のワクチン接種
- 2) 外出後の手洗い等
- 3) 適度な湿度の保持
- 4) 十分な休養とバランスのとれた栄養摂取
- 5) 人混みや繁華街への外出を控える

確かに、マスクという単語は見当たりません。マスクにも様々な種類があり、使用する環境や個人により効果に差はあると思います。

マスクを着けているからと言って安心はできません。やはり、ワクチンの接種や手洗いうがい、生活習慣を心がけることが大切です。マスクを着用することによるインフルエンザ予防についての議論は様々ですが、自分が感染してしまったときに、エチケットとしてマスクを着用することに迷いはないでしょう。

【参考】

- ・厚生労働省 インフルエンザQ&A
- ・産経ニュース 2018.1.26

インフル予防にマスクは「推奨していない」厚生労働省

<飲酒運転に注意>

年末になるにつれて、忘年会等でお酒を飲む機会が増えます。そこで気をつけたいのが、お酒を飲んで運転する飲酒運転です。飲酒運転は自分だけではなく、他人を巻き込み大きな事故に繋がる要因でもあります。また、運転者だけではなく、同乗者にも厳しい罰が科されます。そこで、飲酒運転をしない、させないためにできることを考えてみましょう。

① お酒を飲んだら運転しない！

基本的なことですが、徹底しましょう。血中アルコール濃度にもよりますが、免許取り消しや免許停止の処分を受け、罰金も課されることもあります。少しの気の迷いや、タクシー代のために厳罰を受けるのは割に合わないはずです。

② ハンドルキーパーを決める！

ハンドルキーパーとは、自動車で飲食店に行き数人で飲酒をする際に、お酒を飲まずに他の人を自宅まで送迎する人のことを言います。ハンドルキーパーを予め決めておくことは、飲酒運転をしない・させないことにつながります。ハンドルキーパーを決める時は、必ず事前に話し合いをするようにしましょう。「毎回同じ人をお願いする」「お酒が飲めない人をハンドルキーパーに指名する」など、一人に負担が集中してしまいがちな行為はトラブルに発展しやすいため、避けてください。

③ 代行運転を手配する！

代行運転とは、飲酒をして車を運転できない時に、代行運転業者がマイカーを目的地まで運転してくれるサービスです。忘年会シーズンは代行運転が混雑します。帰り際になって手配しても、すぐに到着しないことが予想されます。代行運転を頼むときは事前に手配しておきましょう。

④ しない・させない環境を作る！

そもそも飲酒運転をしてしまうような状況を作らないことです。「車で来た人が、お酒を飲んでいないか気をくばる」「車を運転する人にお酒をすすめない」「郊外ではなく、駅前の店にする」など飲酒運転につながる要因を排除する環境作りを心がけまし

よう。

時に大惨事を引き起こしてしまう飲酒運転での事故の加害者、被害者にならないようお互いに声を掛け合い、楽しいひと時を過ごしましょう！

安全管理委員会より

<平成30年冬の交通安全運動のお知らせ>

日程：12月10日(火)～19日(木)までの10日間
スローガン：～夕暮れの 早めのライトで 防ぐ事故～
運動重点：☆夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止

☆飲酒運転の根絶

☆子供と高齢者の交通事故防止

☆自転車の安全利用の推進

<月別傷害事故件数 R1.11.25 現在>

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
H30	1	2	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	9
R1	0	0	2	1	0	0	1	0					4

【平成29年～令和元年度千葉県シルバー人材センター連合会安全就業標語】

「これくらい！」 緩む気持ちが 事故を呼ぶ

<就業会員募集>

除草班就業会員募集

一般家庭を中心にご依頼いただいた除草作業の人員を募集いたします。
(機械を使わず鎌などで草を刈る作業です。)

活動の仕方：

除草班に所属し、班長を中心にご依頼先と日程調整を行い班として作業にあたります。

班は、“地域”で分けています。原則として、お住まいの地域に近い班に所属することになります。

※秋津・香澄・袖ヶ浦・谷津・津田沼・鷺沼方面で作業できる方を特に募集しています。

ご興味のある方は、シルバー人材センター事務局にお電話ください。(担当：森谷)

TEL：493-8011



刃物研ぎ就業会員募集

(活動日/場所)

*毎月5日、12日、20日 9:00～15:00
袖ヶ浦作業所(習志野市袖ヶ浦5-2)

*毎月第4週木曜日 9:00～12:00
シルバー人材センター会議室 他

お客様のお持ちした包丁や、ハサミ等を研いでお渡しするお仕事です。

ご興味ある方は、シルバー事務局にお電話してください。(担当：富樫)

TEL：493-8011